

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

| | |
|-------------|---|
| 1. 東京圏 | 1 |
| 2. 関西圏 | 3 |
| 2. 福岡市・北九州市 | 4 |

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

（国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

①～⑩ 略

⑪ 東京建物株式会社、東京都及び東京高速道路株式会社が、京橋三丁目東地区において、KK線上部空間（Tokyo Sky Corridor）における緑豊かな歩行者空間や、京橋駅からTokyo Sky Corridorにつながる地下通路・広場空間と一体となった縦動線、アート・ものづくり文化の発展に寄与する発信・育成・交流機能、国際水準の宿泊施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙124～128のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（京橋三丁目東地区） 別紙124
- ・東京都市計画地区計画有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画 別紙125

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙126
- ・東京都市計画高度利用地区高度利用地区（銀座地区） 別紙127
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙128

⑫ ヒューリック株式会社が、城ヶ島西部地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした宿泊施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙129のとおり決定する。【令和5年度着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

- ・城ヶ島西部地区地区計画 別紙129

(3)～(29) 略

(30) 名称：国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業

内容：地区計画等の区域における用途緩和に係る建築基準法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業）

① 三浦市及びヒューリック株式会社が、城ヶ島西部地区において、地区計画等の区域における用途緩和に係る建築基準法の特例を活用し、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした宿泊施設の整備を促進する。

【令和5年度着工予定】 別紙 130

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(22) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和3年中に実施】

② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和3年中に実施】

② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（6）名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑩ 略

⑪ 62Complex 株式会社（福岡市中央区、令和3年2月3日設立）